

令和 7 年度大阪府サービス管理責任者等実践研修 募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号 1）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1. 目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達管理責任者（以下、サービス管理責任者等という。）の養成を図ることを目的とする。

2. 受講対象者

（1）サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2 日課程もしくは 5 日課程・7 日課程）修了以降、研修開始日前（令和 8 年 1 月 6 日時点）に相談支援業務又は直接支援業務の実務経験を 6 ヶ月以上（下記国通知参照）又は 2 年以上満たしているもの

（2）更新研修を受講対象の期限内に受けることができなかったもの-

「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」（令和 5 年 6 月 30 日付国通知）

申込時点においてサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2 日課程もしくは 5 日課程・7 日課程）を修了しており、以下の①～③の要件をすべて満たしている場合は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修修了後、研修開始日前までの実務経験を 6 ヶ月以上とすることができます。

①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務 3～8 年）を満たしている。

②障がい福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。

③上記業務に従事することについて、各指定担当部局に届出を行う。

※届出の写しを提出できない場合や不備がある場合は申込みを受理できませんのでご注意ください。

※上記に満たない場合は、申込を受理できませんのでご注意ください。

※大阪府外の事業所に配置予定の方はお申込みできません。

※平成 30 年度までに基礎研修（大阪府サービス管理責任者等基礎研修及び大阪府相談支援従事者初任者研修）を受講された方で、令和 5 年度末までに「サービス管理責任者等更新研修」を受講していない方、令和元年度に 1 回目の「サービス管理責任者等更新研修」を受講された方で令和 6 年度末までに 2 回目の「サービス管理責任者等更新研修」を受講していない方及び令和元年以降基礎研修（大阪府サービス管理責任者等基礎研修及び大阪府相談支援従事者初任者研修）を受講された方で「サービス管理責任者等実践研修」を受講していない方については、当該研修を受講することによりサービス管理責任者等として従事することができます。

※平成 30 年度までに基礎研修（大阪府サービス管理責任者等基礎研修及び大阪府相談支援従事者初任者研修）を受講された方は、基礎研修修了後の実務経験は不問です。

ここで 1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際の業務に従事した日数が 180 日以上あることをいいます。

※「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」は、大阪府地域生活支援課（TEL：06-6944-6671）にお問合せください。

《研修プログラムの演習について》

演習では受講者自身が関わっている**実事例**を用いて、演習を行います。申込の際には**実事例を提出（実事例を準備）できることが前提です**。実事例については個人情報かわからないように記載いただくことになりますが、あらかじめご了承ください。

※実事例ならびに事前課題が提出できない場合、以降の研修を受講できず修了とみなさせていただきますのでご了承ください。

3. 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	一般社団法人 全国介護事業者連盟 (指定番号5)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)
募集期間	令和7年4月1日～15日	令和7年7月17日～31日	令和7年9月18日～30日 令和8年1月7日～3月13日
研修期間	令和7年6月22日～ 10月5日	令和7年10月下旬～ 令和8年1月9日	Web 配信による 講義4時間程度と演習2日間

4. 研修日時・場所

- ・当研修は、下表のとおりの日時、場所、定員で開催します。
- ・全体講義は、講義映像をWeb配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。
(準備できない場合は別途事務局へご相談ください)
- ・Web配信方法等詳細については、受講決定時にお送りする受講決定通知書に記載します。
- ・講義映像視聴後、講義についてのレポート等と事前課題を作成し、演習初日に提出いただきます。

※演習日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。(日程の指定はできません)

いずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申込みください。

(他の研修・冠婚葬祭等と重なっている場合は、申込時に別途ご相談ください。業務都合や私用は認められません。予めご了承ください。)

定員	704名 (A・C～I日程 定員 80人、B日程 64人)				
全体講義 1日目	講義映像をWeb配信 (配信期間：1月7日(水) 10時30分～13日(水) 17時30分(予定)) ※期間中24時間配信				
日程	A日程	B日程	C日程	D日程	E日程
日程別 講義・演習 2日目	1月15日(木) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター	1月20日(火) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター	1月27日(火) 9:30～17:30 シキボウホール	1月29日(木) 9:30～17:30 シキボウホール	2月17日(火) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター
日程別 講義・演習 3日目	1月16日(金) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター	1月21日(水) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター	1月28日(水) 9:30～17:30 シキボウホール	1月30日(金) 9:30～17:30 シキボウホール	2月18日(水) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター
日程	F日程	G日程	H日程	I日程	
日程別 講義・演習 2日目	2月24日(火) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター	2月26日(木) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター	3月10日(火) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター	3月12日(木) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター	
日程別 講義・演習 3日目	2月25日(水) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター	2月27日(金) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター	3月11日(水) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター	3月13日(金) 9:30～17:30 千里ライフサイエンス センター	

※実施時間・場所は予定です。変更する場合がありますのでご了承ください。

【場所】演習会場 (A/E～I日程)

千里ライフサイエンスセンター 5階 山村雄一記念ライフホール
大阪府豊中市新千里東町1丁目4-2

【最寄り駅】北大阪急行千里中央駅・大阪モノレール千里中央駅

【場所】演習会場 (B日程)

千里ライフサイエンスセンター 5階 サイエンスホール
大阪府豊中市新千里東町1丁目4-2

【最寄り駅】北大阪急行千里中央駅・大阪モノレール千里中央駅

【場所】演習会場 (C・D日程)

シキボウホール 7階大ホール
大阪府大阪市中央区備後町3丁目2番6号

【最寄り駅】地下鉄御堂筋線「本町」駅

5. 受講費用：36,000 円（非課税）

- ・「振込先」、「振込方法」は受講決定時にお知らせいたします。
 - ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
 - ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。
- ※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

6. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・修了証書交付については、以下の項目を全て満たしていただく必要があります。
 - *Web 配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出（演習初日に持参）
 - *事前課題の提出（演習初日に持参）
 - *演習2日間の全項目を受講
 - ・演習初日に、受講者本人であることを確認するために運転免許証等の提示をお願いしております。研修当日は顔写真付きの受講者本人であることを証明できるものをお持ちください。万一、本人であることが確認できない場合は、修了証書を発行できない場合があります。
 - ※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合や Web 配信による全体講義視聴後のレポート・事前課題の提出がない場合は研修修了とみなしません。
- その他、受講態度が著しく不良（途中退席、居眠り、携帯電話・スマートフォン・タブレット・PC 等通信機器全般の使用など）の場合、以後の研修受講を認められず、修了証書を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※その他、お申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

7. 申込み方法・受付について

- ①「学則」「募集要項」を確認のうえ、「推薦書」＜別紙1＞を当法人HPよりダウンロードして必要事項を記入
「推薦書」とは…
サービス管理責任者等として配置予定事業所からの推薦（推薦が無い場合も申し込み可）
 - ※「推薦」がある方は、記入・公印押印済後の用紙をPDF・JPEG等にデータ化
 - ※「推薦」がない方は、ご署名のみの用紙をPDF・JPEG等にデータ化
（ファイル名を、「申込者名ー推薦書」と変更してください。）
- ②（1）「サービス管理責任者等（基礎）研修」「相談支援従事者初任者研修」
（2日課程もしくは5日・7日課程）の修了証書の写し
PDF・JPEG等にデータ化
（ファイル名を、それぞれ「申込者名ーサビ管」「申込者名ー相談」と変更してください。）
（2）以下の書類の提出が必要な方は、それぞれデータ化（※各指定担当部局の受付印のある書類を添付してください。）
 - やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置されている又は配置される予定の方
 - ・受講予定書等（ファイル名を、「申込者名ー受講予定書」と変更してください。）
 - 例外的に実務経験（OJT 期間）を6か月以上とする方
 - ・大阪府サービス管理責任者等【実践研修】にかかる個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書
（ファイル名を、「申込者名ー届出書」と変更してください。）
- ③当法人HPの「申込フォーム」に必要事項を入力・データ送信
 - ※受講推薦書・「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修」
（2日課程もしくは5日・7日課程）の修了証書の写しについては、申込フォームにデータを添付
 - ※入力もれや書類に不備があった場合、申込受付ができません。

受付締切日時：令和7年9月30日（火）16時30分

※先着順ではございません。また、期日を過ぎた場合の受付は一切いたしません。

※添付にてご提出いただいた書類について、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

【研修に関するお問い合わせ】

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団ホームページのサービス管理責任者等研修の「問い合わせフォーム」よりお願いします。

8. 受講決定及び通知について

・受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。

・受講者選考は、受講申込者が事業所に従事される状況に基づき決定するものです。

「従事する予定の事業所について」の欄は必ず従事予定の事業所に状況を確認の上、申込フォームに入力してください。

・法人・事業所等代表者は「申込フォーム」の記載内容を確認の上、別紙1「推薦書」に記入し、法人（会社）または事業所印を押印のうえ、「申込フォーム」にデータを添付し提出してください。

なお、配置予定の法人・事業所から推薦が得られない場合は「理由欄」にチェック・入力してください。

※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取り下げとなり、個人申し込みの扱いとなります。

※大阪府外の事業所に配置予定の方の受付はいたしません。

※受講可否通知は 11 月5日（水）頃までに、入力フォームでお知らせいただいたメールアドレス宛に通知をする予定です。

9. 受講決定おける優先順位について

※大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領別紙2より抜粋

- ① 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置されている又は配置される予定者であってサービス管理責任者等としての要件となる実務経験を満たしている者で、当該回に研修を修了しなければ人員基準の規定を満たせない者として指定権者に受講予定書等を提出し、受理された者
- ② 開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予——定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、当該回に研修を修了しなければ人員基準の規定を満たせない者
- ③ 開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、配置の予定年月が早い者
- ④ サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者
- ⑤ サービス管理責任者等基礎研修を修了した者で、修了日が早い者

優先順位の考え方としては、

- ① 指定権者に受講予定書等（これに類するものを含む。）を提出し、受理されている者
- ② 当該回を修了しなければ、サービス管理責任者等として配置できず人員基準を満たせない者
- ③ サービス管理責任者等として配置予定の者のうち、人員基準内で配置予定が早い者
- ④ 交代要員
- ⑤ サービス管理責任者等基礎研修の修了日が早い者